

○岡山県警察の巡査長に関する規程

(昭和 42 年 7 月 10 日警察訓令第 16 号)

改正 昭和 46 年 2 月 18 日警察訓令第 1 号 平成 6 年 2 月 15 日警察訓令第 1 号
平成 6 年 12 月 22 日警察訓令第 26 号 平成 9 年 1 月 6 日警察訓令第 1 号
平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号 平成 20 年 3 月 14 日警察訓令第 9 号
平成 21 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号 平成 22 年 4 月 26 日警察訓令第 12 号
平成 28 年 11 月 9 日警察訓令第 24 号 平成 29 年 9 月 27 日警察訓令第 36 号
令和 2 年 3 月 17 日警察訓令第 11 号 令和 6 年 3 月 7 日警察訓令第 11 号

岡山県警察の巡査長に関する規程を次のように定める。

岡山県警察の巡査長に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、巡査長に関する規則(昭和 42 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。)の規定に基づき、岡山県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

第 2 条 警察本部の課・隊・学校及び警察署(以下「所属」という。)に、次に掲げる基準に従い、巡査長を置く。

- (1) 巡査が複数で勤務する交番等については、勤務の単位ごとに 1 人以上
 - (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等については、重要なものごとに 1 人
 - (3) 前 2 号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに 1 人以上
- (巡査長の呼称)

第 3 条 巡査長たる巡査の呼称は、「巡査長岡山県巡査」とする。ただし、通称として用いる場合その他必要と認める場合には、「岡山県巡査」を省略することができる。

(選考に係る留意事項)

第 4 条 巡査長の選考は、次に掲げる事項に留意して規則第 4 条の規定により行うものとする。

- (1) 規則第 4 条第 1 号に規定する期間を算定する基準日は警察本部長が指定するものとし、当該基準日から過去 1 年以内に懲戒処分を受けたことのある者は選考の対象から除外する。
- (2) 規則第 4 条第 1 号に規定する期間については、休職又は停職により勤務しなかった期間を除外する。
- (3) 規則第 4 条第 1 号に規定する学歴を有さない者について、警察本部長が同号に掲げる学歴と同等の学歴を有するものとして認定を行った場合は、同号に規定する学歴の区分に応じて選考を行う。

(4) 警察官の職歴を有する者が、岡山県警察官として採用され、かつ、初任科入校を免除された場合は、警察官として在職していた期間を通算する。

(巡査長の選考方法)

第5条 警察本部長は、所属長から推薦された巡査について、書類審査により、適格性を有すると認められる者を選考し、その結果を関係所属長に通知するものとする。

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

第6条 巡査長に充てる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

(任用決定の取消)

第7条 警察本部長は、この訓令により選考し任用を決定した者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合において、これを任用することが適当でないとき、その決定を取り消すことができる。

(1) 職務上の義務に違反するなど巡査長としてふさわしくない非行があった場合

(2) 病気等のため職務の遂行に支障があると認められる場合

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、巡査長の設置等について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和42年7月10日から施行する。

(巡査長の数の経過規定)

2 巡査長の数は、この規程の施行の日から昭和43年3月31日までの間は150人以内とし、所属ごとの数は、別に定める。

附 則(昭和46年2月18日警察訓令第1号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(平成6年2月15日警察訓令第1号)

この訓令は、平成6年2月15日から施行する。

附 則(平成6年12月22日警察訓令第26号)

この訓令は、平成6年12月22日から施行する。

附 則(平成9年1月6日警察訓令第1号)

この訓令は、平成9年1月6日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 14 日警察訓令第 9 号)

この訓令〔中略〕は、当該各号に定める日〔平成 20 年 4 月 1 日〕から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 26 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 9 日警察訓令第 24 号)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 略

附 則(平成 29 年 9 月 27 日警察訓令第 36 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 17 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 7 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。